

IV. 事業概要

一般会計

(単位：千円)

予算科目	事業名	担当課	補正額	事業概要
総務費	[新型コロナ対策] 職員派遣に要する経費	職員課	4,500	県が設置した新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設へ市職員を運営スタッフとして派遣する。
	[新型コロナ対策] 広報強化に要する経費	秘書広報課	4,000	新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策等について、市民や事業者に対し広く周知を図ることを目的に、新聞広告や折込チラシ、テレビ・ラジオ等を活用し情報発信を行う。
	[新型コロナ対策] 女性生活支援事業	総合政策課	800	「生理の貧困」やDV、虐待等の厳しい状況にある女性に対し、生理用品や相談窓口等を掲載したリーフレットを配布することで、生活の維持や問題の解決、自立などを支援する。 ○配布方法 男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんびあ」やこども遊センターなどの窓口で配布 市役所・公民館等の女性用トイレに配置 など
民生費	[新型コロナ対策] 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親以外）	こども課	96,939	国庫補助により、低所得の子育て世帯（ひとり親以外）に対し生活支援特別給付金を給付する。 ○対象者 令和3年度の住民税均等割が非課税の者 など ○給付額 対象児童1人につき5万円 ○給付時期 令和3年7月中旬以降（予定）
	[新型コロナ対策] 乳児子育て応援特別給付金給付事業	こども課	45,200	コロナ禍の中で妊娠・出産をされた子育て世帯の経済的負担を緩和し、安心して出産・育児に取り組めるよう、国の特別定額給付金の対象とならなかった乳児に対し給付金を給付する。 ○対象児童 ①令和2年4月28日～基準日までに出生し、基準日時点で市内に住所を有する児童 ②基準日の翌日～令和4年4月1日までに出生し、出生時に市内に住民登録した児童 ○対象者 本市の児童手当給付対象者、児童手当法第17条第1項に規定する公務員等で以下に該当する者 ア対象児童の①を監護・養育する者で基準日時点で本市に住所を有する者 イ対象児童の②を監護・養育する者で対象児童の出生日から給付金の申請日まで本市に住所を有する者 ○給付額 対象児童1人につき5万円（見込み数900人） ○給付時期 7月中旬以降（予定）
	[新型コロナ対策] 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	こども課	200	食事に困る家庭の児童等に対して、食事支援を臨時的に行う「子ども食堂」運営団体に対して助成する。 ○子ども食堂食事支援事業補助金 2団体×10万円＝20万円
	[新型コロナ対策] 保育環境改善等事業	こども課	12,900	市内の私立保育所等において、感染拡大対策を図りながら継続的な保育を実施していくために必要な経費（職員手当、消耗品の購入等）に対して、国庫補助を活用し、助成を行う。 ○保育所：14施設、幼保連携型認定こども園：6施設、認可外保育施設：9施設、合計：29施設
	[新型コロナ対策] 保育事業（上町保育所）	こども課	500	市内の公立保育所（上町保育所・細島保育所）において、感染拡大対策を図りながら継続的な保育を実施していくために必要な職員手当、消耗品の購入等に係る経費（国庫補助を活用）。
[新型コロナ対策] 保育事業（細島保育所）	こども課	500		

一般会計

(単位：千円)

予算科目	事業名	担当課	補正額	事業概要
民生費	[新型コロナ対策] 生活困窮者自立支援 金給付事業	福祉課	26,600	既に総合支援資金の再貸付が終了するなどして特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図り、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるために、国庫補助により、支援金を支給する。 ○対象者 ・総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯/8月までに借り終わる世帯 ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯 ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申込みに至らなかった世帯 ※上記の世帯に該当した上で、以下の要件を満たしている場合 ■収入 下記の①+②の合計額を超えないこと。 ①市民税の均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額 ■資産 上記①の6倍以下(ただし100万円以下) ○支給額等 単身世帯 : 6万円/月×3ヶ月=18万円 2人世帯 : 8万円/月×3ヶ月=24万円 3人以上世帯: 10万円/月×3ヶ月=30万円 ○支給期間 7月以降の申請月から3ヶ月(申請受付は8月末まで) ○その他 支給決定後も、生活の自立に向けて求職活動等の継続が要件となる。
農林水産業費	[新型コロナ対策] 雇用型漁業労働力安定 確保対策事業	林業水産課	1,300	国庫補助を活用し、入国後に要請される外国人漁業実習生の経過観察措置に係る経費に対して、一部を助成する。
商工費	[新型コロナ対策] 住宅・店舗等 リフォーム促進事業	商工港湾課	10,000	「新しい生活様式」の構築及び市内経済の活性化を図るため、市内小規模登録事業者等を利用して行う市内の住宅及び店舗等のリフォーム工事に係る経費の一部を助成する。 ○助成額 ・住宅 補助対象事業費の10% (最大10万円) ・店舗及び事務所 補助対象事業費の20% (最大20万円)
	[新型コロナ対策] 中小企業等緊急支援 事業	商工港湾課	15,000	本市経済の下支えと活力維持を図るため、4月に発令された市内飲食店等への営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の要請により、経済的影響を受けた市内中小企業者等に対し、支援給付金を給付する。 ※ 令和3年4月専決で計上した同給付金の予算額が不足する見込みとなったことから、増額補正を行うもの。
	[新型コロナ対策] 観光施設等感染拡大 防止対策事業	観光交流課	4,796	お倉ヶ浜海水浴場駐車場の利用者に対して、感染防止策の一環として、ドライブスルー方式の検温を実施する(予定:9月末まで)。
	[新型コロナ対策] 観光消費喚起事業	観光交流課	33,200	観光客の減少により、大きな影響を受けている市内観光産業の支援と地域経済の活性化のため、宿泊者向けの飲食等クーポン券事業を行う。 ○クーポン券 1冊500円×6枚の3,000円を10,000冊準備 ※3,000円のうち2,000円をタクシー・飲食・道の駅等での使用を可とし、1,000円は共通券として宿泊施設で使用も可とする。
土木費	[新型コロナ対策] 心身のリフレッシュ を図る公園環境整備 事業	市街地整備課	10,000	不安やストレスを感じている市民の心身のリフレッシュ及び健康増進を図るため、市民に身近な公園等の環境整備を行う。 ○日向サンパーク眺望スポットの形成 ○権現崎遊歩道・平岩探勝遊歩道の改修等 ○庄手川水辺公園憩いの広場改修 ○美々津駅前広場トイレ洋式化

一般会計

(単位：千円)

予算科目	事業名	担当課	補正額	事業概要
消防費	[新型コロナ対策] 救急体制の強化に要 する経費	消防本部 警防課	3,800	救急業務を安定的に継続するため、救急隊員の感染防止に必要な資 器材を整備する。 ○救急自動車用アイソレーター（感染症患者隔離搬送用資器材） の配備 ○感染防止用消耗品の購入 など
教育費	[新型コロナ対策] 小学校施設 管理運 営費[学事係]	学校教育課	4,680	国庫補助を活用し、学校の感染症対策の継続及び児童・生徒の学び の保障に必要な消耗品等を購入する。
	[新型コロナ対策] 中学校施設 管理運 営費[学事係]	学校教育課	1,720	